

サービス貿易と GATS 体制

中本 悟

はじめに

第1節 二つのサービス経済化とサービス貿易の拡大

第2節 ウルグアイ・ラウンドと GATS (サービス貿易に関する一般協定)

第3節 GATS におけるサービス貿易

第4節 GATS によるサービス貿易自由化

小括

はじめに

現代世界経済では、輸送サービスや旅客サービス、通信サービス、旅行・観光業などの伝統的なサービス貿易だけではなく、金融・保険サービス、コンピュータ・情報関連サービス、教育サービス、流通サービス、などの新しいサービス貿易が増加している。またホテル、飲食店、小売業、金融業など、サービス業の多国籍企業展開やサービス業の国際的 M&A が進んでいる¹。

このようなサービス貿易・投資の発展に伴って、サービス貿易の自由化が国際通商体制の課題となったのは 1980 年代のことであった。財の国際貿易の自由化は 1947 年に発効した GATT(関税と貿易に関する一般協定)とその後数回にわたる GATT ラウンド交渉によって、段階的に進展してきた。しかしサービス貿易の自由化は、1995 年に発効した GATS (サービス貿易に関する一般協定)によってようやく自由化の枠組みができたに過ぎない。その進展は、今後の多国籍間交渉に委ねられている。

本報告では、サービス貿易およびサービス貿易自由化の特質を、財貿易のそれとの比較に留意しながら検討する。まず第 1 節では、サービス経済化とサービス貿易の発展をトレースするとともにサービス貿易の特質について検討する。サービス貿易の自由化は 1986 年から始まった GATT のウルグアイ・ラウンドの重要な議題として設定された。そこで第 2 節では、サービス貿易自由化が国際通商体制の重要課題となるに至った背景とそこでの主要論点を確認する。ウルグアイ・ラウンドは 1993 年に 117 カ国で実質的な妥結に達した。そして 1994 年 4 月 15 日にモロッコのマラケッシュにおいて、「WTO を設立するマ

ラケッシュ協定」が 127 カ国によって採択された。この WTO 協定の付属書として、サービス貿易の自由化のルールを決めた GATS (General Agreement on Trade in Services: サービス貿易に関する一般協定) が成立した。第 3 節では、GATS が対象とするサービス貿易の形態を検討する。本節では、GATS がサービス貿易の独自の性格のために、GATT (関税と貿易に関する一般協定) にはない貿易形態を自由化の対象としていることが明らかとなろう。第 4 節では、GATS におけるサービス貿易自由化のための独自な手続きについて検討する。

第 1 節 二つのサービス経済化とサービス貿易の拡大

1 二つのサービス経済化の進展

先進工業国では二つのサービス化が進行している。まず第 1 のサービス経済化とは、一国の産出および雇用に占める製造業部門の割合の低下と、逆にサービス生産部門の割合が高くなるという、産業部門 (industry) 規模でのサービス経済化をいう。この意味のサービス経済化の進展は、特に先進工業諸国の雇用面で著しい。

1970 年代初頭と 2002 年とを比較すると、1970 年代初頭にはドイツ、イギリス、フランスにおける工業部門の雇用シェアは 45% 強であったのが、2002 年にはドイツが 30% 弱、フランス、イギリスはいずれも 20% 強にまで低下した。アメリカの工業部門の雇用は先進工業国では最も低く 2002 年には 20% 弱にまで低下した²。

サービス経済化の進展は先進工業国だけではない³。急速な工業化を達成したアジア NIEs⁴ カ国韓国 (台湾, 香港, シンガポール) でも、1960 年から 99 年の期間に GDP に占める第 1 次産業部門 (農林、漁業) シェアが 27% から 3% に急減するとともに、第 2 次産業部門 (製造業、鉱業、建設業、電量・ガス・水道業) のそれは 23% から 85 年には 41% に達した後、逡減して 99 年には 35% に低下した。他方、第 3 次産業部門 (その他産業) シェアは同期間に 50% から 62% にまで高まった。このようにアジア NIEs でも 1980 年代の急速な工業化により製造業部門が急成長した後に、サービス経済化が進展している。

先進工業国や NIEs とは対照的に、タイ、マレーシア、インドネシアの ASEAN3 カ国では、同期間に第 1 次産業部門シェアが 49% から 14% に急減する一方で、第 2 次産業部門のシェアは 16% から 43% に 3 倍近くに上昇した。そして第 3 次産業部門シェアも 36% から 43% に拡大した。このトレンドは、この間の ASEAN3 カ国の急速な工業化を物語っているが、工業化先発地域の NIEs のように、今後は第 2 次産業部門のシェアが低下する

だろう。さらに中国でも ASEAN と同じく同期間に第 1 次産業部門シェアは 47% から 18% に急激に低下したが、第 2 次産業部門シェアは 33% から 49% へ、第 3 次産業部門シェアも 20% から 33% へとそれぞれ経年的に上昇した。第 1 次産業部門シェアの急減は、農業の生産性上昇の結果であるが、工業化の進展によって第 2 次産業部門シェアが上昇を続けているのが現状である。

このようなサービス経済化の基本的要因は、製造業とサービス生産部門との生産性上昇率の格差であり、製造業の生産性上昇率がサービス生産部門のそれに比べて相対的に高いことにある。製造業の高い生産性の結果、製造業製品の価格は下がるが相対的に低い生産性のサービス部門の価格は高くなり、その結果、産出および雇用の双方において製造業の地位低下とサービス生産部門の拡大が生じるのである⁴。すなわち、産出および雇用におけるサービス経済化は、製造業の衰退の結果ではなく、その発展の結果なのである。

このサービス経済化を惹起したのは、生産性上昇率の格差という供給側の要因だけでなく、財とサービスに対する需要要因も重要である。特に狭義のサービス業への需要が拡大したことが要因である。それはビジネス・サービス（企業向けサービス）では人材派遣業やコンピュータ・情報処理サービスであり、消費者向けサービスでは娯楽サービスや医療・保健・介護サービスなどが急成長してきた。アメリカでは個人消費の対サービス支出シェアは 1959 年に 40% であったが、2000 年にはほぼ 60% に増大した⁵。他方、同期間に対耐久消費財支出シェアは 12~14% 程度でほぼ変わらず、対非耐久消費財支出シェアは 47% から 30% に低下した。このように、戦後アメリカ経済においては長期にわたって、対サービス消費支出の増加が続き、いわば「消費のサービス化」が進んできたのである。しかも、教育費や医療費などのサービス消費支出は、民間企業の投資ほど循環的ではないことも一つの特徴である。

第 2 のサービス経済化は、製造業内部のサービス経済化であり、直接的生産過程の職務ではなくて間接業務（サービス業務）職が増加する傾向をさす。この場合には産業（industry）ではなく職務（occupation）におけるサービス化が対象となる。製造業といっても業種によって直接的生産労働者の比率は大きく異なっており、たとえば 2002 年時点で、コンピュータ製造業では雇用者数ベースで、その比率は 23.3% にすぎず、最大の職種シェアは専門職の 42.2%、事務・管理支援職 10.5% であり、職種構成から見る限り、コンピュータ製造業は製造業というよりも研究開発業である。これとは対照的なのが自動車製造業で、生産労働の職は 64.1% を占めている。

製造業はこんにち、高付加価値化とコスト削減による利益拡大を図るために、一方では特許や新商品開発を目指して研究開発部門を強化するいわば only one 戦略を、そして他方では個別顧客向けのサービス強化するいわば only you 戦略を強化している⁶。そして、その戦略に従って多様な職種を再編し、その結果間接職種が増加する。それが製造業内部でのサービス経済化であり、第2のサービス経済化である。他方、コスト削減のために国内生産を在外生産に転ずる場合には製造業内部で製造職務の減少になる。また直接雇用者に替えて派遣労働者を利用する場合には、製造業の雇用が減少して、他方で人材派遣会社というサービス業の雇用が増える。これらのいずれの場合でも、第1のサービス経済化に帰結する。

このように第2のサービス化、すなわち製造業内部におけるサービス経済化は、企業の経営戦略を媒介して、サービス生産部門の比重増加という第1のサービス経済化を惹起するのである。ここで述べた財生産の在外移転や財の輸入は、一国の製造業の縮小をもたらす国際的要因であるが、サービス経済化のトレンドに影響を及ぼす国際的要因を次に探ってみよう。それはサービスの「非在庫性」と「非貿易性」に係わる。

2 サービスの特質とサービス貿易の拡大

サービス経済化の進展に伴いサービス貿易も拡大しているが、サービス貿易には財貿易にはない独自性がある。しかもこの独自の性格は、かなりの程度サービスそのものの独自性に起因する。サービスの独自性とは以下のものである。第1に、財は有形であるがサービスは無形であり、第2に、財はより同質的であるがサービスは異質で多様である。教育や医療を想定するだけでも、それらのサービスは教育活動、医療活動といった活動そのもの（サービス労働）であり、したがってそれらは有形のモノではないことは明らかである。ここから、財は取引前に1物1価で価格設定しやすいが、サービスの場合にはそれが困難だということになる。またサービスは財のように均質ではなく、それはサービス活動そのものなので、しばしば品質の均質を維持するのは困難である。

第3に、財の生産と消費とは分離しているが、サービスの多くは生産と消費が不可分であり、サービスは顧客によるサービスの消費とともに生産されるのである。このように顧客との相互関係においてサービスは行なわれるので、その効果も一様ではない。おなじ治療や教育であっても、顧客が異なればその効果もまた異なるのが当然である。

サービスは生産と消費が同時であるということは、それは在庫できないということであり、財とは異なる「サービスの非在庫性」という第4の違いをもたらす。サービスのこの

性格からすれば、サービス需要の変動に合わせて在庫調整することができないので、ビジネスとしてはサービス提供のための設備や雇用の固定コストをなるべく最小限にして、需要増大に対しては臨時雇用やパートタイマーによって対応しようとする。サービス業にパートタイマー雇用が多い理由の一端はここにある。

このようにサービスの独自性はいくつかあるが、サービス貿易に関わって重要なのは、サービスにおける「生産と消費の同時性」およびサービスは在庫できないという「サービスの非在庫性」の性格である。このようなサービスの性格から、サービスの生産者と消費者は地理的にも近接することが必要であり、財のように国境を越えての貿易が容易ではないということになる。したがって多くのサービスは、理論的には貿易できない（non-tradable）ものとして扱われてきたし、国境を越えてサービス取引(貿易)をするにはサービス提供者が外国の消費地に行くか、またはサービス消費者がサービス提供地に移動するか、またはサービス生産企業が直接投資によって外国に業務拠点を設置して、その拠点を通じてサービスを提供することになるのである。

しかし 1990 年代後半になると、情報・通信技術の急速な発展により多くの情報はデジタル化されるとともに在庫可能となり、インターネットや E メールを通じて情報生産者と情報消費者とが時間的にも地理的にもいかに離れていてもグローバルな取引ができるようになり、サービス業に「貿易可能化革命」(tradability revolution)と言われる事態が生じた⁷。その結果、各種の単純な事務や専門知識を要する業務まで国際的に移転し取引されるようになってきた。先進工業国の企業が、従来国内の自社内で行なってきたり、国内の他社から購入してきたこれらのサービス業務を輸入に転換することはオフショアリング(offshoring)と呼ばれる⁸。オフショアリング先は、自社の在外子会社、委託生産契約による現地外国企業、現地進出外資系企業があり、オフショアリング受注の規模はインド、フィリピン、中国などが大きく、これらの国は IT によって新しいサービス業務の輸出を増やしているのである。

こうしたサービス生産部門の「貿易可能化革命」の影響もあり、近年におけるサービス貿易の拡大は著しい。財の世界輸出額は 1997 年の 5.3 兆ドルから 2002 年には 6.3 兆ドルに 1.2 倍に増加したが、同期間に民間サービス貿易もまた 1.3 兆ドルから 1.6 兆へ 1.2 倍に達した。これらのサービス貿易の主たる貿易国とその規模は、表 1 の通りであるが、2002 年にはアメリカのサービス貿易収支は世界最大の 603 億ドルの黒字で、同年の財貿易収支赤字 4800 億ドルと対照的である。またドイツのサービス貿易収支は 65 億ドル、日本は

400 億ドルの赤字である。またサービス貿易の上位 20 カ国集中度は輸出と輸入の双方で 75%であり、財貿易のそれは 81%と 78%である。サービス貿易もまた上位 20 カ国に高度に集中している。ただし、ここでのサービス貿易の数値は、国際収支表に掲載されるそれであって、後述のように GATS の枠組みで把握するサービス貿易およびその数値ではない。

第 2 節 ウルグアイ・ラウンドと GATS

サービス貿易の拡大につれて、1980 年代には財の貿易だけでなくサービス貿易の自由化が GATT の国際通商上の課題となった。サービス貿易自由化への取り組みは、1986 年に始まったウルグアイ・ラウンドから始まった。サービス貿易は農産物、知的財産権に係わる問題とともに、従来の GATT 交渉では取り上げられなかった「新しい分野」として位置づけられた（表 2 参照）。

アメリカは、この課題を東京ラウンド後の課題とするように強く主張した。それはこれらの新分野で、アメリカ企業の国際的展開がもっとも速く、そしてもっとも大規模に進めていたからであった。サービス貿易については後述することにして、投資についてはいえば、アメリカ多国籍企業の国際的展開にとっては、外資系企業に対するローカルコンテンツ規制は GATT の内国民待遇原則の違反であるし、多くの途上国において企業が生産に必要な財の輸入に対して制限したり、逆に製品の輸出を義務化することは貿易の数量規制禁止原則に反する、と主張したのであった。また知的財産権については、途上国に対して知的財産権保護を求めることが課題となった。

アメリカがこのラウンドを推進した背景として、一つには 1980 年代初めのドル高と不況による失業の増加に起因するアメリカ国内の保護主義の圧力を、輸出市場拡大を掲げて通商交渉を行うことによって抑制したいという思惑があった。いま一つには、途上国が貿易自由化を求めている農産物や繊維といった分野にサービスなどの新たな分野を加え、それらを多角的通商交渉の議題にすることによって途上国を国際通商体制に組み込もうとしたのであった⁹。

しかし途上国側は、1980 年代初頭からサービス貿易の多角的交渉に懐疑的になり、ブラジルやインドが中心となって、1982 年にジュネーブで開催された GATT 閣僚会議においてはサービス貿易を多国間通商交渉の議題として取り上げることに反対した。その主張は、途上国のサービス部門は先進工業国のサービス業と比して非効率で競争力が弱く、サービス貿易交渉は一方的になるだろうし、サービス貿易自由化によって得られる利益よりも市

市場参入の約束に伴う高い国内調整費が財政負担を引き起こすという懸念に基づいたものであった¹⁰。そして、サービス貿易自由化の交渉では途上国のサービス貿易分野における譲許が不十分である場合には、逆に先進工業国の財貿易における市場参入障壁の削減が遅れてしまうことになるのではないかと考えたのであった。こうしてポスト東京ラウンドでは、先進工業国と途上国との対立、南北間対立が顕在化する恐れがあった。

またヨーロッパも深刻な不況のなかで、さらなる貿易自由化の多角的交渉には消極的であった。こうしてアメリカの新ラウンドの提案は少ない支持しか得られなかったので、アメリカはイスラエル(1985年)やカナダ(1987年)との2国間FTA交渉を先行させた。それによって、2国間交渉をGATT交渉促進の梃子にするとともに、国内で台頭する保護主義を抑え、開放的な貿易政策への支持を維持しようとしたのであった。こうしてアメリカは、FTAのような地域主義とGATTのような多国間主義の双方の交渉を進めるという二正面作戦を採った¹¹。

しかし、1980年代前半の事態によって、南北間交渉がGATTの新ラウンドの焦点として顕在化することは避けられた。というのは、1980年代に累積債務危機を契機にラテンアメリカ諸国や他の途上国が市場主義的な経済改革に着手し、開放的な通商体制への参加を目指したからであった。その結果、1986年9月ウルグアイのプンタ・デル・エステにおいて74ヶ国が参加したGATT閣僚会議で、先進工業国と途上国との間で広汎な共同体制が出来上がり、古い課題だけでなく新しい課題を組み込んだGATT交渉を開始するという妥協が成立したのであった¹²。こうしてウルグアイ・ラウンドは船出し、紆余曲折の後、1994年4月モロッコのマラケッシュにおいて「WTOを設立するマラケッシュ協定」に署名がなされ、ここに7年半をかけたウルグアイ・ラウンドは終了したのであった¹³。

この「WTOを設立するマラケッシュ協定」は、WTO設立協定と4つの附属書から構成されている。WTO設立協定はWTOの所掌事項や組織、予算、意思決定方法、などを記した全16条から成っている。4つの附属書のうち、附属書1は、さらに3つの部分から構成されている。すなわち、付附属1Aは「物品の貿易に関する多角的協定」であり、1Bは「サービス貿易に関する一般協定」であり、1Cは「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」である。附属書2は「紛争解決に係わる規則及び手続きに関する了解」であり、附属書3は「貿易政策検制度」であり、附属書4は「複数国間協定」(国際酪農品協定、国際牛肉協定)である。本報告が扱うのは、この附属書1Bの「サービス貿易に関する一般協定」(GATS)にはかならない。

第3節 GATS（サービス貿易に関する一般協定）におけるサービス貿易

1 GATSにおけるサービス貿易の定義

GATSは、その前文でサービス貿易の拡大の意義とその位置づけを以下のように謳っている。すなわち、「透明性及び漸進的な自由化を確保しつつサービス貿易を拡大することを目的として、また、すべての参加国の経済成長及び開発途上国の発展を促進する手段として、サービスの貿易に関する原則及び規則の多角的枠組みを設定することを希望する」¹⁴。

ここでは、「すべての参加国の経済成長及び開発途上国の発展を促進する手段」として、サービス貿易に関するルールの多角的策定が位置づけられていることが重要である。いま一つ重要なことは、GATSはその誕生の過程で、前述のように途上国の参加をめぐる角逐があったが、その結果、GATSで前文では途上国に関する特記として、「特に開発途上国の国内サービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を強化することにより、開発途上国のサービスの貿易への参加及びサービスの輸出の拡大を促進することを希望し、後発途上国の特別な経済的事実並びにこれらの国の開発上、貿易上及び資金上のニーズにかんがみ、後発開発途上国が重大な困難を有することに特に留意」するとしている。したがって、途上国、なかでも後発途上国にとってもサービス貿易自由化のメリットが明確に示されない限り、GATSの意義は共有されないことになる。

次にGATSの内容を、GATSが対象とするサービス貿易にいうサービスとは何か、またサービス貿易とは何か?という2つの課題に則して概観してみよう。

まず第1に、GATSが対象とするサービスとは何かであるが、これについてはウルグアイ・ラウンドの交渉の最中の1991年6月11日にGATT事務局がその分類表を発表した。GNS/W/120として知られるこの分類表は、サービス貿易交渉を目的としてサービスを分類したものであり、理論的な分類というよりは交渉促進のためリストである(付表1参照)。サービス貿易に関わるサービスの分類としては、1993年に策定されたIMFのBPM5(fifth edition of the IMF Balance of Payment Manual)(付表2参照)および国連の1993SNA(System of National Accounts,1993)が存在する。前者は国際収支表のマニュアルであり、後者は国民所得勘定方式である。これらの統計マニュアルで規定されるサービスの分類とGATSのサービス業分類とはいくつかの点で異なる¹⁵。

まず第1に、サービス分類は国際収統計(BPM5)では12の大分類であり、政府サービスも入っているが、GATSのサービス分類では政府サービスは除外される。これはサービス貿易自由化の交渉対象としては政府サービスを除外することに起因する。

第2に、GATSのサービス分類は、従来の国際収支統計でいう旅行、通信、輸送といったようないわば伝統的なサービスの分類を簡単にまとめる一方で、現在拡大しつつある各種ビジネスサービスや流通サービス、環境サービスといったいわば新しいサービスを大分類のなかの一つとして独立させた。サービス貿易の自由化交渉には、新たに台頭しつつあるサービス業を明示的に分類して表出する必要があったのである。

第3に、国際収支統計で分類されるロイヤルティやライセンスフィーは、パテント、意匠権、著作権の国際的取引の対価であり、それ自体はサービスではない。そして、それらの取引のうち知的所有権にかかわる問題はGATSの対象ではなく、「世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定」の附属書C1の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」の対象である。

そこで次に、GATSが対象とするサービス貿易とは何か、という課題を検討する。GATSは、その第1条「適用範囲及び定義」の第2項で、サービス貿易を以下のようには定義している。「この協定の適用上、サービス貿易とは以下のようなサービスの提供と定義される (For the purpose of this agreement, trade in services is defined as the supply of a service. [原文引用及び下線は引用者による])」。

- (a) いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供
- (b) いずれかの加盟国における他の加盟国の消費者に対するサービスの提供
- (c) いずれかの加盟国のサービス提供者による他の加盟国の領域内の業務拠点を通じるサービス提供
- (d) いずれかの加盟国のサービス提供者による他の加盟国の領域内における自然人の存在を通じるサービス提供」。

このようにGATSのサービス貿易とは、4つのモードに分類されるサービスの提供 (supply of a service) と定義される。ここでいう「サービスの提供」はGATSの第六部第28章「定義」でさらに明示されている。すなわち「『サービスの提供』にはサービスの生産、流通、販売及び納入を含む」。したがってGATSでいうところのサービス貿易、すなわち国際的な「サービスの提供」はサービスの生産から流通、販売に至る一連の広い範囲の業務と定義しているのである。ここに財の国境間の取引を対象とするGATTとは異なり、国内におけるサービスの生産および流通をもルールの対象とするGATSの独自性がある。

2 サービス貿易の4つのモード

GATS ではサービス貿易をサービスを取引する際のサービス提供者の所在地とサービス消費者の所在地との関係に基づいて4つのモードに分類している。これは、「サービス貿易の4つのモード」と呼ばれるものであって、**図1**のように示されるであろう。

モード1のサービス貿易は、越境サービス供給（cross-border supply）であり、財の国際貿易と相似的である。サービス貿易の典型は、国際的な輸送サービスである。またその他に、無形の生産品としてのサービスの越境は、書類とかコンピュータのディスクのような何らかの移転可能な手段に体化されるか、あるいはサービスがデジタル化され電気通信を通じて移転される。財の国際貿易の場合には供給者と消費者はその領地に留まりながら財が越境して配送されるのであるが、モード1のサービス貿易もまた越境サービスを対象としている。それは後述のようなサービス提供先の国に業務拠点を置いて進出先の現地域内市場でサービスを提供するモード3とは異なる。あくまでも越境するサービス取引である。

これらの越境サービス貿易は、現行の国際収支統計が捕捉するサービス貿易のほとんどである。すなわち、輸送、通信サービス、建設サービス、保険サービス、金融サービス、ロイヤルティ・ライセンスフィー、さらにコンピュータおよび情報サービス、その他ビジネスサービス、個人的、文化的、娯楽サービスの一部である¹⁶。この一部であるというのは、たとえば越境サービスが自然人を通じて行なわれる場合があるが、これは後述のモード4に分類される。したがって、GATSのモード1のサービス貿易は、現行の国際収支統計で捕捉できるサービス貿易から、政府サービス及びモード2に分類される旅行を除いたサービス貿易にほぼ等しいことになる。

モード2は、在外消費（consumption abroad）または消費者の移動である。このモードでも、サービス提供者の在外業務拠点は無い。逆に消費者がサービス提供地へ移動するのである。このサービスの大部分は、国際収支統計の「旅行」で捕捉できるが、外国で購入した財貨は除く調整が必要である。また、外国港湾における輸送手段の修理(財を含む)を含む。また国際収支マニュアルの輸送の一部(外国港湾における輸送業者への補助サービス)も入る。

モード3は、業務拠点（commercial presence）¹⁷を通じたサービス提供である。前述のようにサービスには「生産と消費の同時性」また「生産地と消費地との近接性」という特質があり、ある国のサービスの提供はサービスの消費地である別の国における業務拠点の設置を必要とすることが多い。そしてこの業務拠点については、GATSの28条でさら

に詳しく規定している。すなわち、『業務上の拠点』とは、業務を行なうための又は自由職業のための事業所」と指し、具体的には、法人、支店、代表事務所である。このモード 3 のサービス貿易の例としては、在外支店を通じた金融サービス、在外現地法人が提供する流通・運輸サービスなどがある。

GATS は既述のようにサービスの国際的提供を扱っているが、モード 3 では国際的な業務上の拠点を通じたサービス提供もその対象となる。しかし、既存の国際収支統計は、居住者（ある経済単位が、住居、生産場所、またはその他の土地・建物を有し、基本的に 1 年以上継続的に生活又は生産活動を行う経済領域を指す）と非居住者との取引を記録するものなので、サービス消費地における業務拠点を通じた販売は居住者同士の取引として国際収支統計の対象外として扱われてきた。したがって GATS が扱うモード 3 に対応するサービス貿易を把握するには、新たに業務拠点によるサービス生産・販売活動を捕捉する統計が必要である。そのために国連の統計課、欧州委員会統計課 (Eurostat)、IMF、OECD、UNCTAD、WTO の 6 つの国際機関が、共同で特別委員会を作り新しい統計マニュアルを開発してきた。これに基づいて作成されるのが、FATS (Foreign Affiliates Trade in Services) 統計であり、企業が対外直接投資によって設置する在外業務拠点、および外国企業が対内直接投資によって設置する業務拠点(対内業務拠点)に関して、売上げ、雇用、付加価値、のデータを捕捉することになる。

このような対外直接投資及び対内直接投資により業務拠点を設置し、この拠点を通じて進出先現地市場でサービスの生産と販売を行なう活動を、サービス輸出と輸入とするのである。なお GATS 統計と FATS 統計とは異なる点もある。GATS 統計では、サービス産業による生産であろうと製造業による生産であろうと、国際的に取引されるサービスが捕捉対象であるが、FATS 統計では主たる業務を反映した業種分類を行い、副次的に財を生産している場合でもサービス生産を主たる業務とする場合には、その企業はサービス業に分類され、その集合データを捕捉するのである。もう一つの違いは、GATS では業務拠点を多数株支配またはその他手段による経営支配によってとらえるのに対し、FATS ではもっと機械的に多数株所有の拠点のみを対象とする。

モード 4 のサービス貿易は、モード 3 が在外業務拠点を通じたサービスの提供であるのに対し、人の越境によるサービスの提供を対象とする。それらのなかには、① B 国の自営業者またはサービス提供企業が、契約によって A 国消費者へサービス提供するために B 国から自然人が越境してサービス提供をする場合、② A 国に業務拠点をもつ B 国のサービス

提供企業の被雇用者として A 国の業務拠点に社内出向する場合、③あるいは B 国のサービス業の自営業者や企業の被雇用者が、A 国において業務拠点の設置や販売促進のために A 国に商用目的で越境する場合、④さらには A 国のサービス業企業に B 人が臨時雇用される場合、がある。具体例としては、自営のコンサルタントや医療専門家、またはコンサルティング会社、病院、建設コンサルティング会社の被雇用者が越境してサービスを提供する場合である。

モード 4 は、以上のような人の移動によるサービス提供を対象としているが、以下のような限定や統計データの捕捉上の問題がある。第 1 に、当然のことながら人の越境による非サービス業（財の生産など）や政府部門での勤務は対象外であり、第 2 に恒久的な移民、求職のための人の越境、越境先の現地企業による長期の雇用、これらも対象外である。第 3 に、提供されるサービスの技能水準は不問であらゆる技能を対象とする。第 4 に、モード 4 のサービス貿易の価額は、契約によるサービス提供は既存の国際収支表によって、また現地企業による臨時雇用は雇用所得によって、それぞれ捕捉できるが、社内出向や商談目的の越境については捕捉できる適切なデータがない。

さて、以上のようなサービス貿易の 4 つのモードの規模については、WTO 統計部のサービス貿易主任の G・カーセンティなどによる推計がある。表 3 にみられるように、サービス貿易の大部分はモード 1 の越境サービスとモード 3 の在外拠点を通じたサービス提供である。既述のように、サービス供給では「生産と消費の同時性」および「生産と消費の近接性」に基くサービス供給者と消費者との近接性が重要な条件であるため、多国籍企業の在外拠点を通じたサービス提供は大きな規模となるのである。したがってサービス貿易の自由化には、サービスの越境以外の 3 つのモード、すなわち在外拠点を通じたサービス提供、消費者の越境によるサービス消費、そして人の移動によるサービス供給にも自由化の範囲を拡張することが不可欠となるのである。この点が、財の国際的取引すなわち国際貿易だけを対象とする GATT における貿易自由化とは基本的に異なる点である。次節において、GATS における貿易自由化の仕組みを検討しよう。

第 4 節 GATS におけるサービス貿易自由化

GATS の第 2 条 1 項では、GATS の適用範囲について、「この協定は、サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用する」、と明記している。そしてこの「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」については、さらに第 28 条で具体的に、次のような措置を挙げている。「(i)サービスの購入、支払い、又は利用に係る措置、(ii)サービスの提供

に関連して、加盟国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置、(iii)加盟国の領域内におけるサービスの提供のための他の加盟国の者の存在(業務上の拠点を含む)に係る措置」。これらの措置のうち(ii)は、モード 2 のサービスの在外消費に対する外国の措置を指しており、(iii)はモード 3 でいう在外サービス拠点に対する外国の措置を指している。既述のようにGATSは、サービス貿易を越境取引されるサービスだけではなく、サービス提供者が外国へ進出し現地で生産するサービスも含む 4 つのモードからなる広い形態によって捉えたため、対象とする措置もそれに対応して広いのである。

また上記の「加盟国の措置」の形式としては、法令、規則、手続き、決定、行政上の行為などあらゆる形式の措置(第 28 条)が対象となるとともに、これらの措置の施行機関としては、中央、地域又は地方の政府及び機関、中央、地域又は地方の政府又は機関によって権限行使を委任された非政府機関、が規定されている。したがってサービス貿易の自由化交渉対象は、提供されるモード面のみならず、対象とする「加盟国の措置」の面でも中央政府の措置のみならず、地域社会における規則も対象としており、きわめて広範囲の規制や行政行為が対象となるのである。

GATS における貿易自由化は、どのような手続きで行なわれるのだろうか。それは GATS が各加盟国のサービス貿易に関して課している義務と権利をお互いにリクエストとオファーを通じて譲許することによって、加盟国全体の自由化を進めるというものである。

GATS はその加盟国のサービス及びサービス供給者に対して、以下のような 3 つのレベルで義務を課している¹⁸。(1)すべての加盟国のすべてのサービス及びサービス供給者が無条件に従わなければならない一般的な義務、(2)自由化を約束した分野で一律に従わなければならない義務、(3)自由化を約束した特定の分野でその内容に応じて従わなければならない義務。

(1)の義務には、「最恵国待遇(MFN:most favored nation treatment)」(第 2 条)とサービス貿易に関する国内措置を公表することを義務付ける「透明性」(第 3 条)がある。もっとも重要な義務は最恵国待遇¹⁹である。ちなみに最恵国待遇とは、輸入するサービスおよびそのサービス提供者について、サービスの輸入先国間で差別をしないという原則である。GATS の策定過程でアメリカなどの先進工業国は、最恵国待遇の無条件供与はサービス市場の開放に抑制的な対応をとる途上国の現状を継続させ、他方で先進工業国市場への free rider になるとの批判をした。その結果、G7 諸国は金融サービスに関して、またアメリカは電気通信サービスに対して、分野ごとの相互主義を強制するための手段として、この両方の分野においては最恵国待遇の免除を付加した²⁰。

(2)の義務には、GATS で特定の約束を行なった分野における国内規制がある。国内規制に関する取り決めを定めた第 6 条の 1 項では、サービス貿易に影響を及ぼす措置が合理的、客観

のかつ公平な態様で実施するように義務付けている。またサービス貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、迅速に審査するとともに正当とされる場合には適切な救済を与える裁判所や訴訟手続きを維持すること(2 項)や、資格要件、資格審査手続き、技術上の基準及び免許要件に関連する措置が自由貿易の障害にならないことを確保するために適切な機関を通じて必要な規律を作成すること(4 項)、自由職業サービスで特定の自由化を行なった分野で、他の加盟国の自由職業家の能力を確認するための手続きを定めること、などが規定されている。それは、各国には、サービスおよびサービス提供者に対する様々な国内規制があるが、サービス貿易自由化にあたってはこれらの諸規制の自由化と緩和が必要であるからにはほかならない。

(3)の義務には、市場アクセス(市場参入)と内国民待遇がある。市場アクセスは、特定の自由化を約束した分野で約束の条件による市場アクセスを保証する義務である。市場アクセスとは GATT では義務はないが、GATSでは「別段の定めがない限りは」、①数量規制(サービス提供者数、サービスの取引総額・資産総額、サービスの事業数など)、②業務拠点の形態規制(事務所の禁止など)、③外資制限、を禁止している。

内国民待遇とは、輸入するサービス及びサービス提供者と国内のサービス及びサービス提供者との差別を禁止する原則である。GATTでは内国民待遇について条件はないが、GATS では各国のサービス分野ごとに、内国民待遇は条件が異なる。

さらに加えて、市場アクセスと内国民待遇に関して約束表への記載の対象となっていない措置に関して追加的な約束をすることができる(第 19 条)。

以上が GATS の基本的な義務であるが、最も重要な義務が最恵国待遇であり、次いで自由化を約束した分野のすべてに適用される国内規制があり、さらに自由化を約束した分野ごとに異なる条件なり制約を付す義務が市場アクセスと内国民待遇である。どの程度自由化した市場アクセスか、また内国民待遇であるかは、各国が自由に選ぶ権利を有する。たとえば、ある国が自国の金融サービス市場の開放を選択するとともに、外国の金融サービス提供者への許認可件数を制限することもできるのである。

この結果、サービス貿易の自由化は、それぞれの特定のサービス分野を、4 つのモードごとに、市場アクセスと内国民待遇原則にどのような条件を付けて自由化するのか、また追加的な約束はあるのかないのか、といったことを記入するフォーマット(約束表)に基いて行なわれることになる。

表 4 は、日本が提出した一つの分野の改訂版オファーである。この分野とは、GATS におけるサービス分類(付表 1)の「1 ビジネスサービス」のうちの「B コンピュータ関連サービス」の約束表である。この約束表に対して、加盟各国は 2 国間協議によって、更なる自由化を要求(リクエスト)し、

それに対してリクエストされた国がさらなる自由化の譲歩を提示(オファー)した場合は、その譲歩した自由化内容が最恵国待遇によって全加盟国にも適用されることになるのである。

サービス貿易自由化の交渉は、サービス貿易理事会特別会合で交渉プロセスが決められる。まず 2002 年 6 月 30 日が第 1 回目のリクエスト提出期限と決定され、日本は 6 月 28 までに加盟各国・地域に初期リクエストを提出した。リクエスト対象国は、アメリカ、EU 各国、カナダ、東アジア諸国・地域、ASEAN 主要国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、メキシコ、ブラジルなど、日本が特に重視している 20 カ国・地域であった。交渉結果を踏まえて、翌 2003 年 3 月までに初期オファーを提出し、その後各国との交渉を経て 2005 年 6 月 17 日に改訂版オファーを WTO 事務局に提出した。

表中の「各分野に共通の約束」とは、サービス貿易の第 4 モード(自然人を通じるサービス貿易)に係わる市場アクセスの制約を分野横断的に規定しており、対象となる自然人(企業内勤者、独立自由職業従事者、商用訪問者、契約に基づく人の移動)の入国および一時滞在に関する措置を明示している。現在、この改訂版オファーをめぐる交渉が行なわれている。

小括

本章は、サービスの特質、サービス貿易の現状、GATS におけるサービス貿易自由化のメカニズムについて検討した。ここでその結果を要約しておこう。

まず第 1 に、サービス貿易は財貿易とは異なる特性があるということである。これは、サービスの「生産と消費の同時性」および「非在庫性」に起因する。そのためサービス貿易は財の貿易とは異なり「非貿易的性格」をもつことになり、したがって、現在でも多くのサービスの国際的取引は在外消費や在外拠点を通じるサービス供給、自然人の移動、を通じるサービスの国際的供給、という形態を取る。要するにサービスに係わる資本、労働、消費者の国際的移動が必要となるのである。しかし、GATS にはサービス分類表はあってもサービス本質論はない。GATS は何よもサービス貿易の自由化を目指すのが目的であり、サービス分類も何らかの理論的な基準に基いて作成されたというよりも、交渉に必要な限りでサービスの種類がリストアップされるという実践的なものとなっている。

第 2 に、サービス貿易の特性ゆえに、GATS のサービス貿易自由化の対象は GATT の財の貿易自由化の範囲よりはるかに広い。それはサービス業の対外・対内直接投資も含むし、国内の各種機関の各種のサービス業規制を含む。したがって各国固有の文化や歴史に根差しているサービスの貿易自由化は困難が大きいし、またその自由化は地域社会や国民生活

にも大きなインパクトを及ぼす。日本では「日米構造協議」（1989年）を発端として日本の政策や経済構造が日米貿易不均衡の原因とされ、それを解決するため、たとえば大型小売店舗法の規制緩和が求められた。その結果、大型小売店が増えて地域の中小小売業に大きな影響を及ぼしたことは記憶に新しい。GATSはそれを多国間で行なおうとしているのである。

第3に、WTOでは途上国の位置が大きいですが、GATSにおいては途上国はサービス貿易自由化のためのキャパシティが不足するとともに、サービス貿易自由化への警戒心が強い。また途上国は第4モード自由化へのリクエストが強いが、この分野は先進工業国では労働市場の開放を意味し、実際には最も保護主義的な分野であり、それだけに途上国の不満が大きい。また途上国ではサービス貿易の自由化はサービス価格の低下というによるメリットがある反面で、貧困削減や適正な規制を伴わない場合には、かえってサービス価格上昇となりサービスを利用できないことも生じうる。

以上から明らかなように、GATS体制とはサービス分野でグローバリゼーションを一段と広く深く進めるものであるが、各国固有の文化や歴史との接触、消費者への直接的な影響を含んでいるだけに、グローバリゼーションの真価が問われることになる。

付表1 GATSによるサービス分類

- 1 ビジネスサービス
 - A 専門職サービス
 - B コンピュータ関連サービス
 - C 研究開発サービス
 - D 不動産サービス
 - E レンタル・リースサービス
 - F その他
- 2 通信サービス
 - A 郵便サービス
 - B 配送サービス
 - C 電気通信サービス
 - D 視聴覚サービス
 - E その他
- 3 建設および関連工学サービス
 - A 建造物のための一般的建設工事
 - B 民間工学向け一般的建設工事
 - C 設置・組み立てサービス
 - D 建造物仕上げサービス
 - E その他
- 4 流通サービス
 - A 手数料エージェントサービス

- B 卸売りサービス
- C 小売サービス
- D フランチャイジング
- E その他
- 5 教育サービス
 - A 初等教育サービス
 - B 中等教育サービス
 - C 高等教育サービス
 - D 成人教育サービス
 - E その他
- 6 環境サービス
 - A 下水サービス
 - B ごみ処理サービス
 - C 衛生・関連サービス
 - D その他
- 7 金融サービス
 - A 保険および保険関連サービス
 - B 銀行業および金融サービス
 - C その他
- 8 保険関連および社会サービス
 - A 病院サービス
 - B その他保健サービス
 - C その他
- 9 観光および旅行関連サービス
 - A ホテルおよびレストラン（仕出しを含む）
 - B 旅行業務
 - C 旅行者ガイドサービス
 - D その他
- 10 娯楽、文化、スポーツサービス
 - A 演芸サービス
 - B 報道通信サービス
 - C 図書館、博物館、美術館その他文化サービス
 - D スポーツおよびその他娯楽サービス
 - E その他
- 11 輸送サービス
 - A 海上輸送
 - B 内水輸送
 - C 航空輸送
 - D 宇宙輸送
 - E 鉄道輸送
 - F 道路輸送
 - G パイプライン輸送
 - H 輸送補助
 - I その他
- 12 上記以外のサービス

付表2 BPM5によるサービス分類

- 1 輸送
- 2 旅行
- 3 通信サービス
- 4 建設サービス
- 5 保険サービス
- 6 金融サービス

- 7 コンピュータおよび情報サービス
- 8 ロイヤルティおよびライセンスフィー
- 9 その他ビジネスサービス
- 10 個人的、文化的、娯楽サービス(視聴覚サービス、教育、保健サービスなど)
- 12 上記以外の政府サービス

(注)

¹ UNCTAD, *World Investment Report 2004: The Shift Towards Services*, New York and Geneva, 2004.

² *Economic Report of the President*, USGPO, 2004, p. 69.

³ 以下の GDP におけるシェアからみたサービス経済化の数値は、経済産業省『通商白書 2002』2002 年、11 ページによる。

⁴ たとえばアメリカでは、1989 年～2000 年の期間における年平均の単位労働時間あたりの産出変化率は経済全体で 1.8%、製造業は 4.3%、広義のサービス生産部門（第 3 次産業）は 1.3%、小売り業は 1.6%、金融・保険・不動産は 2.8%、狭義のサービス業（サービス生産部門中のサービス業）は 0.8%に過ぎなかった（Meckstroth, Daniel J, “The Changing Structure of U.S. Manufacturing and Its Labor Force,” in Duesterberg, Thomas J. and Ernest H. Preeg (ed.), *U.S. Manufacturing: The Engine for Growth in a Global Economy*, CT: Praeger, 2003, p. 47.）。したがって製造業の生産性は、広義のサービス生産部門の 3 倍強、狭義のサービス業の 5 倍を超えた。製造業の高い生産性の結果、製造業製品の価格は下がったが、相対的に低い生産性のサービス部門の価格は高くなった。1982～84 年の平均消費者物価を基準として 2003 年には、アパレルは 1.2 倍、新車は 1.3 倍、自家消費食料は 1.8 倍、の増加であったが、医療サービスは 3 倍、自動車の保守・修理は 2 倍にそれぞれ上昇した（*Economic Report of the President*, USGPO, 2004, p. 253）。

⁵ Moran Larry R. and Clinton P. McCully, “Trends in Consumer Spending, 1959-2000,” *Survey of Current Business*, March 2001.

⁶ 中本 悟「アメリカにおけるビジネス・サービスの発展」大阪市大『季刊経済研究』第 27 巻第 1・2 合併号、2004 年 9 月。

⁷ UNCTAD, *op. cit.*, p. 148.

⁸ Amity, Mary and Shang-Jin Wei, “Fear of Service Outsourcing: Is It Justified?,” IMF Working Paper, IMF, October 2004. WTO, *World Trade Report*, 2005, pp. 265-301. 萩原伸次郎・中本 悟編『現代アメリカ経済』日本評論社、2004 年、第 8 章参照。

⁹ Schott, Jeffrey J., *The Uruguay Round: An Assessment*, Washington, DC: Institute for International Economics, 1994, p. 4.

¹⁰ Das, Dilip K., *The Doha Round Multinational Trade Negotiations: Arduous Issues and Strategic Responses*, NY: Palgrave Macmillan, 2005, 124.

¹¹ Loretto, William A., Alfred E. Eckes Jr., and Richard L. Brinkman, *U.S. Trade Policy: History, Theory, and the WTO*, 2nd ed., NY and London: M. E. Sharpe, 2004, p. 78.

¹² Schott, Jeffrey J., *op. cit.* p. 5.

¹³ ウルグアイ・ラウンドの経緯については、筑紫勝磨編著『ウルグアイ・ラウンド: GATT から WTO へ』日本関税協会、1994 年、が詳しい。

¹⁴ 本稿では、協定の原文及び訳文は、外務省経済局監修『世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定: WTO』日本国際問題研究所、1995 年を参照する。

¹⁵ United Nations, European Commission, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations Conference on Trade and Development, World Trade Organization, *Manual on Statistical Trade in Service*, 2002, p. 23.

¹⁶ これらの 4 つのサービス提供モードと従来の国際収支統計のカバレッジとの関係につ

いては、Unite Nations and others, *ibid.*, pp.20-25, に詳しい。

¹⁷ GATS によれば、「サービスが供給される業務施設は本国に所在する企業に所有または支配されていなければならない」。この所有とは、在外子会社に対する持ち株比率 50% 以上の出資であり、支配とは子会社の役員の過半数を指名しうる権力を有するか、そうでなければ子会社の行動を法的に支配できる権力を意味する。なお、IMF 統計では対外直接投資を外国所在企業への 10% 以上の出資を基本としており、50% 以上の出資を基準とする GATS とは異なる。

¹⁸ 田村次郎『WTO ガイドブック』弘文堂、2001 年、181 ページ。

¹⁹ 2 条 1 項は、MFN を次のように規定している。「加盟国は、この協定の対象となる措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える」。

²⁰ Collins, Susan M. and Barry P. Bosworth (ed.), *The New GATT: Implications for the United States*, Washington, DC, The Brookings Institution, 1994, pp.89-90.